

○総務省令第六十二号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年九月十一日

総務大臣 野田 聖子

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(免許を要しない無線局) 第六条 「略」 「2・3 略」 4 法第四条第一項第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。 「一〇四 略」 五 一、八九三・六五MHz以上一、九〇五・九五MHz以下の周波数の電波であつて、一、八九三・六五MHz及び一、八九三・六五MHzに三〇〇kHzの整数倍を加えたもの、一、八九五・六一六MHz以上一、九〇四・二五六MHz以下の周波数の電波であつて、一、八九五・六一六MHz及び一、八九五・六一六MHzに一、七二八kHzの整数倍を加えたもの又は一、八九七・四MHz、一、八九九・一MHz、一、八九九・二MHz若しくは一、九〇一MHzの周波数の電波を使用し、空中線電力が二四〇ミリワット以下であつて、総務大臣が別に告示する電波の型式及び用途に適合するもの(以下「デジタルコードレス電話の無線局」という。) 「六〇十 略」 (登録の対象とする無線局) 第十六条 法第二十七条の十八第一項の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。 「一〇八 略」 九 設備規則第四十九条の三十四に規定する技術基準に係る無線設備を使用する陸上移動局 「略」 「削る」 (登録局の無線設備の規格) 第十七条 法第二十七条の十八第一項の総務省令で定める無線設備の規格は、次に掲げるものとする。 「一〇八 略」 九 設備規則第四十九条の三十四に規定する技術基準 「略」 「削る」</p>	<p>(免許を要しない無線局) 第六条 「同上」 「2・3 同上」 4 「同上」 「一〇四 同上」 五 一、八九三・六五MHz以上一、九〇五・九五MHz以下の周波数の電波であつて、一、八九三・六五MHz及び一、八九三・六五MHzに三〇〇kHzの整数倍を加えたもの又は一、八九五・六一六MHz以上一、九〇二・五二八MHz以下の周波数の電波であつて、一、八九五・六一六MHz及び一、八九五・六一六MHzに一、七二八kHzの整数倍を加えたものを使用し、空中線電力が〇・〇一ワット以下であつて、総務大臣が別に告示する電波の型式及び用途に適合するもの(以下「デジタルコードレス電話の無線局」という。) 「六〇十 同上」 (登録の対象とする無線局) 第十六条 「同上」 「一〇八 同上」 「新設」 「同上」 九 設備規則第五十四条第五号に規定する技術基準に係る無線設備を使用する簡易無線局 (登録局の無線設備の規格) 第十七条 「同上」 「一〇八 同上」 「新設」 「同上」 九 設備規則第五十四条第五号に規定する技術基準</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(無線設備規則の一部改正)

第二条 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下同じ。)を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下同じ。)を付した規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

目次

- 〔第一章〕第三章 略
- 第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件
- 〔第一節〕第四節の三十 略

第四節の三十一 無人移動体画像伝送システムの無線設備（第四十九条の三十）
 第四節の三十二 九二〇MHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備（第四十九条の三十四）

〔第五節〕第九節 略

〔第五章〕略

附則

（混信防止機能）

第九条の四 法第四条第一項第三号に規定する無線局が有しなければならない混信防止機能は、次のとおりとする。

〔一・二〕略

三 デジタルコードレス電話の無線局については、次に掲げる機能

イ 時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局（施行規則第六条第四項第五号に規定する無線局のうち、一、八九三・六五MHz以上一、九〇五・九五MHz以下の周波数の電波であつて、一、八九三・六五MHz及び一、八九三・六五MHzに三〇〇kHzの整数倍を加えたものを使用するものをいう。以下同じ。）及び時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局（施行規則第六条第四項第五号に規定する無線局のうち、一、八九五・六一六MHz以上一、八九五・六一六MHzに一、七二八kHzの整数倍を加えたものを使用するものをいう。以下同じ。）については、施行規則第六条の二第三号に規定する機能

ロ 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局（施行規則第六条第四項第五号に規定する無線局のうち、一、八九七・四MHz、一、八九九・二MHz及び一、九〇一MHzの周波数の電波を使用するもの（その無線設備の占有周波数帯幅の許容値が一、四〇〇kHzのものに限る。）並びに一、八九九・一MHzの周波数の電波を使用するもの（その無線設備の占有周波数帯幅の許容値が五、〇〇〇kHzのものに限る。）をいう。以下同じ。）については、施行規則第六条の二第二号又は第三号に規定する機能

〔四〕略

五 〔略〕

目次

- 〔第一章〕第三章 同上
- 第四章 〔同上〕
- 〔第一節〕第四節の三十 同上

第四節の三十一 無人移動体画像伝送システムの無線局の無線設備（第四十九条の三十）
 三）

〔第五節〕第九節 同上

〔第五章〕同上

附則

（混信防止機能）

第九条の四 〔同上〕

〔一・二〕同上

三 時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局（施行規則第六条第四項第五号に規定する無線局のうち、一、八九三・六五MHz以上一、九〇五・九五MHz以下の周波数の電波であつて、一、八九三・六五MHz及び一、八九三・六五MHzに三〇〇kHzの整数倍を加えたものを使用するもの（その無線設備の占有周波数帯幅が二八八kHz以下のものに限る。）をいう。以下同じ。）及び時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局（施行規則第六条第四項第五号に規定する無線局のうち、一、八九五・六一六MHz以上一、九〇二・五二八MHz以下の周波数の電波であつて、一、八九五・六一六MHz及び一、八九五・六一六MHzに一、七二八kHzの整数倍を加えたものを使用するものをいう。以下同じ。）及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局（施行規則第六条第四項第五号に規定する無線局のうち、一、八九五・七五MHz、一、八九八・一五MHz、一、九〇〇・五五MHz及び一、九〇二・九五MHzの周波数の電波を使用するもの（その無線設備の占有周波数帯幅が二八八kHzを超え二、四〇〇kHz以下のものに限る。）をいう。以下同じ。）については、施行規則第六条の二第三号に規定する機能

〔四〕同上

五 〔同上〕

「イ 略」

ロ 電気通信回線に接続しない場合にあっては、施行規則第六条の二第三号又は第四号に規定する機能

〔六〕十一 略

(空中線電力の許容偏差)

第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

送 信 設 備	許 容 偏 差	
	上限(パーセン ト)	下限(パーセン ト)
〔一〕六 略		
七 次に掲げる送信設備 〔一〕五 略	[略]	[略]
(六) 九二〇・五MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波 を使用する陸上移動局の送信設備 〔七〕 略		
〔八〕十八 略		

〔2〕4 略

(人体における比吸収率の許容値)

第十四条の二 携帯無線通信を行う陸上移動局、広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、非静止衛星(対地静止衛星(地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。以下同じ。))以外の人工衛星をいう。以下同じ。))に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局、第四十九条の二十三の二に規定する携帯移動地球局、インマルサット携帯移動地球局(インマルサットGSPS型に限る。))及び第四十九条の二十四の四に規定する携帯移動地球局の無線設備(以下この項及び次項において「対象無線設備」という。))は、対象無線設備から発射される電波(対象無線設備又は同一の筐体に収められた他の無線設備(総務大臣が別に告示するものに限る。))から同時に複数の電波(以下この項及び次項において「複数電波」という。))を放射する機能を有する場合にあっては、複数の電波の人体(頭部及び両手を除く。))における比吸収率(電磁界にさらされたことによつて任意の生体組織一〇グラムが任意の六分間に吸収したエネルギーを一〇グラムで除し、更に六分で除して得た値をいう。以下同じ。))を毎キログラム当たり四ワット(四肢にあっては、毎キログラム当たり四ワット)以下とするものでなければならない。ただし、次に掲げる

「イ 同上」

ロ 電気通信回線に接続しない場合にあっては、施行規則第六条の二第三号若しくは第四号に規定する機能

〔六〕十一 同上

(空中線電力の許容偏差)

第十四条 「同上」

送 信 設 備	許 容 偏 差	
	上限(パーセン ト)	下限(パーセン ト)
〔一〕六 同上	[同上]	[同上]
七 [同上] 〔一〕五 同上	[同上]	[同上]
(六) 九二〇・五MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波 を使用する簡易無線局の送信設備 〔七〕 同上		
〔八〕十八 同上		

〔2〕4 同上

(人体における比吸収率の許容値)

第十四条の二 携帯無線通信を行う陸上移動局、広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局、非静止衛星(対地静止衛星(地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。以下同じ。))以外の人工衛星をいう。以下同じ。))に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局、第四十九条の二十三の二に規定する携帯移動地球局、インマルサット携帯移動地球局(インマルサットGSPS型に限る。))及び第四十九条の二十四の四に規定する携帯移動地球局の無線設備(以下この項及び次項において「対象無線設備」という。))は、対象無線設備から発射される電波(対象無線設備又は同一の筐体に収められた他の無線設備(総務大臣が別に告示するものに限る。))から同時に複数の電波(以下この項及び次項において「複数電波」という。))を放射する機能を有する場合にあっては、複数電波の人体(頭部及び両手を除く。))における比吸収率(電磁界にさらされたことによつて任意の生体組織一〇グラムが任意の六分間に吸収したエネルギーを一〇グラムで除し、更に六分で除して得た値をいう。以下同じ。))を毎キログラム当たり二ワット(四肢にあっては、毎キログラム当たり四ワット)以下とするものでなければならない。ただし、次に掲げる無線設備についてはこの限りでない。

無線設備についてはこの限りでない。

〔一・二 略〕

〔2・3 略〕

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 〔略〕

〔2〕14 略〕

15 九一六・七MHz以上九二〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局、九二〇・五MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局又は九一六・七MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別(無線設備が、応答のための装置(無線設備が発射する電波により作動し、その受信電力の全部又は一部を同一周波数帯の電波として発射する装置をいう。第四十九条の九第一号ト及び第三号ニ、第四十九条の十四第六号ト、第九号ニ及び第十号ハにおいて同じ。))から発射された電波を受信することにより行う移動体の識別をいう。以下同じ。)用の特定小電力無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

〔一 略〕

二 九二〇・五MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局の受信装置

〔表 略〕

〔三 略〕

〔16〕24 略〕

25 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

周波数帯	副次的に発する電波の限度
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二ナノワット以下の値
一、〇〇〇MHz以上二・七五GHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が二〇ナノワット以下の値

〔一・二 同上〕

〔2・3 同上〕

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 〔同上〕

〔2〕14 同上〕

15 九一六・七MHz以上九二〇・九MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局若しくは九二〇・五MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局又は九一六・七MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別(無線設備が、応答のための装置(無線設備が発射する電波により作動し、その受信電力の全部又は一部を同一周波数帯の電波として発射する装置をいう。第四十九条の九第一号ト及び第三号ニ、第四十九条の十四第六号ト、第九号ニ及び第十号ハにおいて同じ。))から発射された電波を受信することにより行う移動体の識別をいう。以下同じ。)用の特定小電力無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

〔一 同上〕

二 九二〇・五MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局の受信装置

〔表 同上〕

〔三 同上〕

〔16〕24 同上〕

25 〔同上〕

周波数帯	副次的に発する電波の限度
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が四ナノワット以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が四ナノワット以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が四ナノワット以下の値
一、〇〇〇MHz以上六GHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が二〇ナノワット以下の値

機を介さない無線通信を行う場合は、次の条件に適合するものであること。ただし、総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。

一、八九五・六一六MHz又は一、八九七・三四四MHzのいずれかの周波数の電波を使用すること。

二 通話時間は、最大三〇分であること。

三 通話終了後、当該通話に要した時間の九十分の一以上（最低二秒とする。）電波の発射を停止するものであること。

（時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の無線設備）

第四十九条の八の二三 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 一般的条件

イ 通信方式は、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機（時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局のうち、主として同一の構内において固定して使用されるものをいう。以下同じ。）から時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機（時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機以外のものをいう。以下同じ。）への送信を行う場合にあつては、直交周波数分割多元接続方式と時分割多重方式とを組み合わせた多重方式を使用する時分割複信方式、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機から時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機への送信を行う場合にあつては、直交周波数分割多元接続方式と時分割多元接続方式を組み合わせた接続方式又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式と時分割多元接続方式を組み合わせた接続方式を使用する時分割複信方式であること。ただし、時分割複信方式におけるフレーム構成は、総務大臣が別に告示するところによるものであること。

二 以上の時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の子機（同一の時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の親機の識別符号を記憶しているものに限る。）相互間で行われる無線通信であつて、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の親機を介さない無線通信を行う場合は、次の条件に適合するものであること。ただし、総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。

イ 一、八九五・六一六MHz又は一、八九七・三四四MHzのいずれかの周波数の電波を使用すること。

ロ 通話時間は、最大三〇分であること。

ハ 通話終了後、当該通話に要した時間の九十分の一以上（最低二秒とする。）電波の発射を停止するものであること。

ニ 同時使用可能な最大チャネル数は、総務大臣が別に告示するところによるものであること。

〔新設〕

（時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の無線設備）

第四十九条の八の二三 〔同上〕

一 〔同上〕

イ 通信方式は、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機（時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局のうち、主として固定して使用されるもの（無線通信を中継する機能を備えるものを除く。）をいう。以下同じ。）から時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機（時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機以外のものをいう。以下同じ。）への送信（時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の中継機と時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機との間の通信を中継するものをいう。以下この条において同じ。）により中継されるものを含む。）を行う場合にあつては、直交周波数分割多元接続方式と時分割多重方式とを組み合わせた多重方式を使用する時分割複信方式、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機から時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機への送信（時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の中継機により中継されるものを含む。）を行う場合にあつては、直交周波数分割多元接続方式と時分割多元接続方式を組み合わせた接続方式又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式と時分割多元接続方式を組み合わせた接続方式を使用する時分割複信方式であること。ただし、直交周波数分割多元接続方式と時分割多重方式とを組み合わせた多重方式にお

ロ 空中線系を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができないこと。

〔ハ 略〕

ニ 電波の発射が無線設備の故障により継続的に行われるときは、自動的にその発射を停止すること。

〔ホ 略〕

二 送信設備の条件

イ 変調方式は、次の条件に適合するものであること。

(1) 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機にあつては、二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調

(2) 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機にあつては、二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調

〔ロ 略〕

〔削る〕

ハ 空中線電力は、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機であつて、占有周波数帯幅の許容値が一、四〇〇kHzのものにあつては一〇〇ミリワット以下、占有周波数帯幅の許容値が五、〇〇〇kHzのものにあつては二〇〇ミリワット以下、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機にあつては一〇〇ミリワット以下であること。

ホ 空中線は、その絶対利得が四デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得四デシベルの空中線にハの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

ホ 総務大臣が別に告示する技術的条件に適合する識別符号を記憶しなければ電波の発射を行わないものであつて、かつ、当該識別符号を送信し、又は受信することにより通信の接続を行うものであること。

〔削る〕

ける多重する数、直交周波数分割多元接続方式と時分割多元接続方式を組み合わせた接続方式又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式と時分割多元接続方式を組み合わせた接続方式における一の搬送波当たりのチャネルの数及び直交周波数分割多元接続方式と時分割多元接続方式を組み合わせた多重方式を使用する時分割複信方式におけるフレーム構成は、総務大臣が別に告示するところによるものであること。

ロ 一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、電源設備、送話器、受話器その他総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。

〔ハ 同上〕

ニ 電波の発射が無線設備の故障により継続的に行われるときは、その時間が六〇秒になる前に、自動的にその発射を停止すること。

〔ホ 同上〕

二 〔同上〕

イ 〔同上〕

(1) 直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式を使用する場合及び直交周波数分割多元接続方式と時分割多元接続方式を組み合わせた接続方式の場合には、二相位相変調、四相位相変調、八相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調

(2) シングルキャリア周波数分割多元接続方式と時分割多元接続方式を組み合わせた接続方式の場合は、二分のπシフト二相位相変調、四分のπシフト四相位相変調、八相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調

〔ロ 同上〕

ハ 変調信号は、パルスにより構成されるものであり、その送信速度は、別に総務大臣が告示するところによるものであること。

ホ 空中線電力は、一チャネル当たりの平均電力が、一〇ミリワット以下であること。

ホ 空中線は、その絶対利得が四デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得四デシベルの空中線に一〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

〔新設〕

2

時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機の無線設備は、前項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

一 送信する電波の周波数は、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機の電波を受信することによって、自動的に選択されること（次号の無線通信を行う場

(特定小電力無線局の無線設備)

第四十九条の十四 特定小電力無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

〔一〕五 略

六 九一六・七MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用するもの（移動体識別用のものに限る。）

〔イ 略〕

ロ 送信空中線は、その絶対利得が三デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が二七デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この号において同じ。）を超える場合は、その超えた分を送信空中線の利得で減ずるものとし、二七デシベル以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。

ハ 無線チャネルは、単位チャネル（中心周波数が九一六・八MHz以上九二三・四MHz以下の周波数のうち九一六・八MHz、九一八MHz若しくは九一九・二MHz又は九二〇・四MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたものであって、帯域幅が二〇〇kHzのチャネルをいう。へ及び別表第三号24(2)において同じ。）を使用するもの（同時使用可能な最大チャネル数は、五とする。）であること。

〔二 略〕

ホ 無線チャネルの両端における電力は、四デシベル以下であること。

〔へ・ト 略〕

七 九二〇・五MHz以上九二八・一MHz以下の周波数の電波を使用するもの（前号に規定するものを除く。）

〔イ 略〕

ロ 送信空中線は、その絶対利得が三デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が一六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この号において同じ。）を超える場合は、その超えた分を送信空中線の利得で減ずるものとし、一六デシベル以下となる

合を除く。）。

二 二以上の時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機（同一の時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機の識別符号を記憶しているものに限る。）相互間で行われる無線通信であつて、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機を介さない無線通信を行う場合は、次の条件に適合するものであること。ただし、総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。

イ 一、八九五・七五MHzの周波数の電波を使用すること。

ロ 通話時間は、最大三〇分であること。

ハ 通話終了後、当該通話に要した時間の九十分の一以上（最低二秒とする。）電波の発射を停止するものであること。

三 同時使用可能な最大チャネル数は、総務大臣が別に告示するところによるものであること。

(特定小電力無線局の無線設備)

第四十九条の十四 〔同上〕

〔一〕五 同上

六 〔同上〕

〔イ 同上〕

ロ 送信空中線は、その絶対利得が三デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得三デシベルの空中線に〇・二五ワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。

ハ 無線チャネルは、単位チャネル（中心周波数が、九一六・八MHz以上九二三・四MHz以下の周波数のうち九一六・八MHz、九一八MHz若しくは九一九・二MHz又は九二〇・四MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたものであって、帯域幅が二〇〇kHzのチャネルをいう。へ及び別表第三号24(2)において同じ。）を使用するもの（同時使用可能な最大チャネル数は、五とする。）であること。

〔二 同上〕

ホ 無線チャネルの両端における電力は、四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。へ及び第六号及び第七号において同じ。）以下であること。

〔へ・ト 同上〕

七 〔同上〕

〔イ 同上〕

ロ 送信空中線は、その絶対利得が三デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得三デシベルの空中線に〇・二ワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。

場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。

ハ 無線チャネルは、単位チャネル（中心周波数が九二〇・六MHz以上九二八MHz以下の周波数のうち九二〇・六MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたものであつて、帯域幅が二〇〇kHzのチャネルをいう。ホにおいて同じ。）を使用するもの（同時使用可能な最大チャネル数は、五とする。）であること。

【二・ホ 略】

八 九一五・九MHz以上九二九・七MHz以下の周波数の電波を使用するもの（前二号に規定するものを除く。）

【イ 略】

ロ 送信空中線は、その絶対利得が三デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この号において同じ。）を超える場合は、その超えた分を送信空中線の利得で減ずるものとし、三デシベル以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。

ハ 無線チャネルは、単位チャネル（中心周波数が九一六MHz以上九二八MHz以下の周波数にあつては、九一六MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたものであつて帯域幅が二〇〇kHzのチャネルを、九二八・一五MHz以上九二九・六五MHz以下の周波数にあつては、九二八・一五MHzに一〇〇kHzの整数倍を加えたものであつて帯域幅が一〇〇kHzのチャネルをいう。ホ並びに別表第一号注34(2)及び別表第三号25において同じ。）を使用するもの（同時使用可能な最大チャネル数は、五とする。）であること。

【二・ホ 略】

【九〇十三 略】

第四節の三十二 九二〇MHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備

（九二〇MHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備）

第四十九条の三十四 九二〇・五MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一 通信方式は、単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式であること。

二 空中線系を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができること。

三 空中線電力は、二五〇ミリワット以下であること。

四 送信空中線は、その絶対利得が三デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が二七デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下第七号において同じ。）以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。

五 無線チャネルは、単位チャネル（中心周波数が九二〇・六MHz以上九二三・四MHz以下の周波数のうち九二〇・六MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたものであつて、帯域幅が二〇〇kHzのチャネルをいう。第七号並びに別表第一号注34(6)、同注35、別表第二号第56及び別表第三号24(3)において同じ。）を一又は二以上同時に使用するもの（同時使用可能な最大チャネル数は、五とする。）であること。

六 総務大臣が別に告示する技術的条件に適合する送信時間制限装置及びキャリアセンスを備

ハ 無線チャネルは、単位チャネル（中心周波数が、九二〇・六MHz以上九二八MHz以下の周波数のうち九二〇・六MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたものであつて、帯域幅が二〇〇kHzのチャネルをいう。ホにおいて同じ。）を使用するもの（同時使用可能な最大チャネル数は、五とする。）であること。

【二・ホ 同上】

八 【同上】

【イ 同上】

ロ 送信空中線は、その絶対利得が三デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得三デシベルの空中線に〇・〇〇一ワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。

ハ 無線チャネルは、単位チャネル（中心周波数が、九一六MHz以上九二八MHz以下の周波数にあつては、九一六MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたものであつて帯域幅が二〇〇kHzのチャネルを、九二八・一五MHz以上九二九・六五MHz以下の周波数にあつては、九二八・一五MHzに一〇〇kHzの整数倍を加えたものであつて帯域幅が一〇〇kHzのチャネルをいう。ホ及び別表第三号25において同じ。）を使用するもの（同時使用可能な最大チャネル数は、五とする。）であること。

【二・ホ 同上】

【九〇十三 同上】

【新設】

え付けていること。

七 無線チャネルに隣接する単位チャネルにおける送信装置の隣接チャネル漏えい電力は、
 (一)五デシベル以下であること。

(簡易無線局の無線設備)

第五十四条 簡易無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

【一〇四 略】

【削る】

(簡易無線局の無線設備)

第五十四条 【同上】

【一〇四 同上】

五 九二〇・五MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用するもの

イ 空中線系を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができないこと。

ロ 送信空中線は、その絶対利得が三デシベル以下であること。ただし、等価平方輻射電力が絶対利得三デシベルの送信空中線に〇・二五ワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。

ハ 無線チャネルは、単位チャネル(中心周波数が、九二〇・六MHz以上九二三・四MHz以下の周波数のうち九二〇・六MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたものであって、帯域幅が二〇〇kHzのチャネルをいう。ホ並びに別表第二号第56及び別表第三号24(3)において同じ。)を一又は二以上同時に使用するもの(同時使用可能な最大チャネル数は、五とする。)であること。

ニ 総務大臣が別に告示する技術的条件に適合する送信時間制限装置及びキャリアセンスを備え付けていること。

ホ 無線チャネルに隣接する単位チャネルにおける送信装置の隣接チャネル漏えい電力は、

(一)五デシベル以下であること。

【削る】

別表第一号(第五条関係)

【同左】

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差(Hz又はkHzを付したものを除き、百万分率)
------	-----	---------------------------------

【1～6 略】

7 470MHzを超え2,450MHz以下	【1～6 略】 7 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルモード レス電話の無線局 【8～13 略】	【略】 0.25 【略】
-----------------------	---	--------------------

【8・9 略】

【同左】	【同左】	【同左】
------	------	------

【1～6 同左】

7 【同左】	【1～6 同左】 7 【同左】 【8～13 同左】	【同左】 3 【同左】
--------	---------------------------------	-------------------

【8・9 同左】

[注 1～33 略]

34 次に掲げる無線設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、指定周波数帯によることができる。この場合において、当該無線設備に指定する周波数の指定周波数帯は、総務大臣が別に告示する。

[1] 略]

② 312MHzを超え315.25MHz以下、401MHzを超え406MHz以下、433.67MHzを超え434.17MHz以下、915.9MHz以上929.7MHz以下（一の単位チャネルを使用するものに限る。）、2.400MHz以上2.483.5MHz以下、10.56GHzを超え10.556GHz以下、24.056GHzを超え24.256GHz以下、60GHzを超え61GHz以下、76GHzを超え77GHz以下又は77GHzを超え81GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備

[3]～[5] 略]

⑥ 920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備（一の単位チャネルを使用するものに限る。）

35 916.7MHz以上920.9MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局及び920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局（一の単位チャネルを使用するものは、注34(6)によることができる。）の無線設備 20(10⁴)

[36～57 略]

別表第二号 (第6条関係)

[第1～第55 略]

第56 920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、200 n kHzとする。

[注 略]

[第57・第58 略]

第59 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコープス電話の無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

① 1.897.4MHz、1.899.2MHz又は1.901MHzの周波数の電波を使用するもの 1.400kHz

② 1.899.1MHzの周波数の電波を使用するもの 5.000kHz

[第60～第73 略]

別表第三号 (第7条関係)

[1～23 略]

24 916.7MHz以上920.9MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局、916.7MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用の特定小電力無線局又は920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

[1]・[2] 略]

[3] 920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局

[表 略]

[注 1～33 同左]

34 [同左]

[1] 同左]

② 312MHzを超え315.25MHz以下、401MHzを超え406MHz以下、433.67MHzを超え434.17MHz以下、2.400MHz以上2.483.5MHz以下、10.56GHzを超え10.556GHz以下、24.056GHzを超え24.256GHz以下、60GHzを超え61GHz以下、76GHzを超え77GHz以下又は77GHzを超え81GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備

[3]～[5] 同左]

[新設]

35 916.7MHz以上920.9MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局及び920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局の無線設備 20(10⁴)

[36～57 同左]

別表第二号 (第6条関係)

[第1～第55 同左]

第56 920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、200 n kHzとする。

[注 同左]

[第57・第58 同左]

第59 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコープス電話の無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、2.400kHzとする。

[新設]

[第60～第73 同左]

別表第三号 (第7条関係)

[1～23 同左]

24 916.7MHz以上920.9MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局、916.7MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用の特定小電力無線局又は920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

[1]・[2] 同左]

[3] 920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局

[表 同左]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第三条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

改正前

(特定無線設備等)

第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。

〔一〕四の六 略〕

四の七 設備規則第四十九条の三十四においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

〔五〕七十二 略〕

〔2 略〕

別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五条関係)

一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。

〔1〕(2) 略〕

(3) 特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

(特定無線設備等)

第二条 〔同上〕

〔一〕四の六 同上〕

四の七 設備規則第五十四条第五号においてその無線設備の条件が定められている簡易無線局に使用するための無線設備

〔五〕七十二 同上〕

〔2 同上〕

別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五条関係)

一 〔同上〕

〔1〕(2) 同上〕

(3) 〔同上〕

ア 〔同上〕

置	装	一		
	二	試験項目		
	三	測定器等		
			〔略〕	四 特定無線設備の種別
			無の二の号一十二第項一第条二第	
			無の三の号一十二第項一第条二第	
			〔略〕	

			〔同上〕	
			〔同上〕	
			〔同上〕	
			〔同上〕	〔同上〕
			無の二の号一十二第項一第条二第	
			無の三の号一十二第項一第条二第	
			〔同上〕	

				備設線	備設線
送信装置	【略】				
	比較収率	比較収率測定装置	【略】	○注13	○注13
	【略】	【略】			【略】

【規 則】

【ヤ・ハ 則】

【11・11 則】

別表第二号 工事設計の様式 (別表第一号一(1)関係)

【第一～第三 略】

第四 アマチュア局、150MHz帯、400MHz帯、27MHz帯若しくは900MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局又は920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に使用するための無線設備の工事設計書

【略】

【注1・2 略】

3 2の②の欄は、アマチュア局に使用するための無線設備にあつては「J3E 430MHzから440MHzまで」のように、900MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局に使用するための無線設備にあつては、「F2D 903.0125MHz、F3E 903.0375MHzから904.9875MHzまで(25kHz間隔79波)」のように、150MHz帯、400MHz帯又は27MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局に使用する無線設備にあつては、「F2B F2C F2D F3C F3E 400MHz帯」のように、920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局に使用するための無線設備にあつては、「A1D 920.6MHzから923.4MHzまで(200kHz間隔15波)」のように記載すること。

【4～11 略】

【第五・第六 略】

標準 様式【】に記載はしない。

				備設線	備設線
送信装置	【同上】				
	【同上】	【同上】	【同上】		【同上】
	【同上】	【同上】			【同上】

【規 則】

【ヤ・ハ 則】

【11・11 則】

別表第二号 工事設計の様式 (別表第一号一(1)関係)

【第一～第三 同左】

第四 アマチュア局又は150MHz帯、400MHz帯、27MHz帯、900MHz帯若しくは920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局に使用するための無線設備の工事設計書

【同左】

【注1・2 同左】

3 2の②の欄は、アマチュア局に使用するための無線設備にあつては「J3E 430MHzから440MHzまで」のように、900MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局に使用するための無線設備にあつては、「F2D 903.0125MHz、F3E 903.0375MHzから904.9875MHzまで(25kHz間隔79波)」のように、150MHz帯、400MHz帯又は27MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局に使用する無線設備にあつては、「F2B F2C F2D F3C F3E 400MHz帯」のように、920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局に使用するための無線設備にあつては、「A1D 920.6MHzから923.4MHzまで(200kHz間隔15波)」のように記載すること。

【4～11 同左】

【第五・第六 同左】

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十九年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に登録を受けている第一条の規定による改正前の施行規則第十六条第十号に規定する無線局の無線設備については、第一条の規定による改正後の施行規則第十六条第九号に規定する無線局の無線設備として登録を受けたものとみなす。この場合において、その登録の有効期間は、現に登録を受けている当該無線局の登録の有効期間の残存期間とする。

3 この省令の施行の日前に受けた法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）により表示が付された第二条の規定による改正前の設備規則第五十四条第五号に規定する無線局の無線設備については、第二条の規定による改正後の設備規則第四十九条の三十四に規定する条件に適合するものとして当該表示が付されたものとみなす。

4 この省令の施行の日前に受けた第三条の規定による改正前の証明規則第二条第一項第四号の七の無線設備に係る技術基準適合証明等は、第三条の規定による改正後の証明規則第二条第一項第四号の七の無線設備に係る技術基準適合証明等を受けたものとみなす。

5 この省令の施行の際現に受けている証明規則第二条第一項第二十一号の二の無線局の無線設備に係る技術基準適合証明等は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。

6 証明規則第二条第一項第二十一号の二の無線局の無線設備については、平成三十年八月三十一日までの間に限り、この省令による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例により技術基準適合証明等を受けることができる。この場合において、当該技術基準適合証明等の効力については、前項の規定を準用する。